

# 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年6月16日

(契約責任者)

西日本高速道路株式会社関西支社 支社長牧浦信一

調達機関番号 419

所在番号 27

第 12 号

## 1 工事概要

(1)品目分類番号 41

(2)工 事 名 第二京阪道路 門真舗装工事(電子入札対象)

(3)工事場所 自)大阪府門真市上下島頭  
至)大阪府門真市蔭島

(4)工事内容 本工事は、遮音壁工事延長8,400mと連絡等施設2箇所を含む、延長2,500mの舗装工事である。

(5)工事概算数量

延 長		2,500m
幅 員	橋梁部	28.0m
舗装面積		81,000m <sup>2</sup>
舗装種別	アスファルトコンクリート舗装	
交通安全施設工		1式
交通管理施設工		1式
遮音壁設置工		8,400m

(遮音壁材料費「支柱・落下防止ワイヤーは含まず」については、コストオン方式)

(6)工 期 契約締結の翌日から570日間

(7)使用する資機材(標準案)

アスファルト合材	16,000t
コンクリート	160m <sup>3</sup>
鉄筋	17t

(8)本工事は、入札時に、入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する提案(以下「技術提案」という。)及び技術提案資料を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

(9)本工事は、入札後に落札予定者と当社が、より合理的な施工方法、資材調達方法等(以下「施工方法等」という。)とするための提案を協議し、合意を得た場合に、落札価格を変更することができる技術提案合意方式の試行対象工事である。

(10)本工事は、設計図書に示す本工事を構成する工事材料・機器の一部(以下「コストオン対象」という。)について、別途当社が工事材料・機器の調達先及びその価格を決定し、本工事の変更契約条件の一部とするコストオン方式の試行工事である。なお、コストオン対象の契約締結後、当社、本工事の請負人及びコストオン対象の契約の相手方の三者間でコストオン方式に

関する協定を締結するものとし、当該協定に基づき本工事の請負人及びコストオン対象の契約の相手方との間で別途売買契約を締結するものとする。

- (11) 本工事は資料の提出、入札等を原則として電子入札システムで行う対象工事である。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、契約責任者の承諾を得て紙入札方式によることができる。
- (12) 本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
- (13) 紙入札の場合は1の(12)の単価表は原則として電磁的記録媒体(FD又はCD-R)で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。

## 2 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 「西日本高速道路株式会社契約規程実施細則」(平成17年細則第7号)第6条の規定に該当しない者
- (2) 開札時に、平成19・20年度西日本高速道路株式会社工事一般競争(指名競争)参加資格のうち「舗装工事」の資格を有し(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,100点以上(上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,100点以上であること。)(以下、「舗装工事」という)かつ「遮音壁工事」の資格を有し(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が950点以上(上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が950点以上であること。)(以下、「遮音壁工事」という)の者。又は、「舗装工事」と「遮音壁工事」の2者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
- (3) 平成5年度以降に、元請けとして完成・引渡し完了した同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡し完了した工事(旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡し完了した工事を含む。)である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の政令で定める法人(以下、「他の機関」という。)が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない  
(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

(ア)同種工事(単体の場合、下記a)及びb)を必要とする。)

a)高さ5m以上かつ延長100m以上ある国道又は自動車専用道路の遮音壁工事

b)2車線以上で舗装面積8万㎡以上ある国道又は自動車専用道路の新設アスファルト舗装工事

ただし、「遮音壁工事」と「舗装工事」の2者で構成された特定建設共同企業体にあつては、遮音壁工事が(ア)a)同種工事の施工実績を有し、舗装工事は、(ア)b)同種工事の施工実績を有すること。

(4)次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。専任を要する者は下記の の経験を有することとし、主任技術者又は監理技術者は当該工事に専任で配置できること。

専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成5年度以降に下記の同種工事の経験を有すること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは(3)に同じ。

また、当工事については、主任(監理)技術者の資格を有する者を2名以上当該工事に専任で配置を求めることとする。

同種工事(下記a)及びb)を必要とする。)

a)2車線以上で設計舗装面積4万㎡以上ある国道又は自動車専用道路の新設アスファルト舗装工事

b)高さ5m以上ある国道又は自動車専用道路の遮音壁工事

専任の主任技術者又は管理技術者を配置する場合にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

監理技術者にあつては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(5)競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。 )及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。 )の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領」に基づき、「地域1」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

(6)共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ)各構成員が当該工事に対する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ)各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ)工事等競争参加資格登録要領別紙9 2に定める共同企業体協定書(乙型)による協定書(案)が提出されていること。

- 二) 各構成員の出資比率が2者で構成される場合にあっては30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
- (7) 3の(3)に示す技術提案項目について技術提案が無い者は、3の(1)の標準案での施工に関する留意事項が適正であること。
- (8) 本工事では、3の(3)に示す技術提案項目について、標準案において、発注者が設定する最低限の要求要件を満たしていることを求める。
- よって、技術提案が採用されること、又は、技術提案が採用されなかった場合若しくは技術提案がない場合においては、標準案に基づく施工に関する留意事項、施工計画書その他必要な資料(以下「標準施工資料」という。)の記載が適正であることが必要である。
- なお、技術提案の内容を示した技術提案資料の提出のみで、標準施工資料の提出がなく、技術提案が採用されなかった場合も競争参加資格は認めない。

### 3 総合評価落札方式に関する事項

#### (1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点100点(発注者が設定する最低限の要求要件を満たしている場合に付与する点数。以下同じ)に最大20点の加算点(入札参加者が提出した技術提案の評価結果に応じて付与する点数。以下同じ)を加えた点数を入札価格で除した数値(3の(4)でいう「評価値」)を算出し、この数値を比較して落札者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体的技術的要件及び入札の評価に関する基準については入札説明書による。

#### (2) 評価項目及び評価指標

社会的に要請に関する事項及び工事目的物の性能・機能に関する事項を評価項目とし、評価項目を具体化したものを技術提案項目とする。

#### (3) 技術提案項目

ゼロエミッションへ向けた当現場での実施可能な取組みと実施後の報告(確認)手法に関する記述。

現場で発生する建設資材廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化に向け実施可能な取組みと実施後の報告(確認)手法に関する記述。

工事規模及び工事内容を考慮した実施可能な工程管理体制の確保に関する記述。

確実なアスファルト合材の入荷に向けた実施可能な取り組みに関する記述。

高機能舗装に関する品質・施工管理に関する留意事項に関する記述。

床版防水工に関する品質・施工管理に関する留意事項に関する記述。

舗設時の安全対策に関する留意事項の記述。

#### (4) 評価及び落札者の決定方法

入札参加者の技術提案項目を評価し、

評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札価格

の最も高い者を落札者となるべき者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、契約制限

価格の制限の範囲内で発注者の決める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札予定者とすることがある。

なお、落札予定者となるべき条件については、次に掲げる要件に該当する者である。

入札価格が契約制限価格の範囲内であること。

評価値が最低限の要求要件である標準点を契約制限価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)を下回らないこと。

#### (5) 評価点の付与の方法

技術資料作成要領、設計図書及び仕様書等に基づく最低限の要求要件を満たしていれば標準点の100点を付与するものとする。また加算点を最大20点とし、加点の評価方法は、次のとおりとする。

記3(3) については、技術提案項目毎に優/良/可で評価し、2.0点/1.0点/0点の加算点を付与するものとする。

記3(3) については、技術提案項目毎に優/良/可で評価し、4.0点/2.0点/0点の加算点を付与するものとする。

記3(3) については、技術提案項目毎に優/良/可で評価し、4.0点/2.0点/0点の加算点を付与するものとする。

の評価については、入札説明書を参考記載すること。

(6) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

#### (7) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責により、技術提案に記載した技術内容が履行されなかった場合、又は標準案での施工に関する記載した留意事項が履行されなかった場合は、その程度により請負工事成績評定を最大10点減点するものとする。また契約違反としての措置を講ずる場合がある。

### 4 コストオン方式に関する事項

#### (1) コストオン協定書及びコストオン対象に係る売買契約の締結

別途当社が調達を行うコストオン対象の契約締結後、当社、当該工事の請負人及び相手方の三者間でコストオン方式に関する協定を締結するものとする。

前記のコストオン協定書を締結後、コストオン対象の契約の相手方との間で売買契約を締結するものとし、その写しを当社に提出するものとする。

コストオン対象に係る契約の変更は、上記の手続きの後、当社と本体工事の請負人で協議して定める。

の協定書及び の売買契約書の案は、入札説明書に示すものとする。

#### (2) コストオン対象に係る総括管理及び施工

コストオン対象に係る施工は、コストオン対象以外の施工と同様、本体工事の請負人が総括して行う。

ただし、コストオン対象に関して、当社とコストオン対象の契約の相手方の契約に係る事項及びコストオン協定書に特段の定めのある事項を除く。

#### (3) コストオン対象物品

本工事におけるコストオン対象物品は、遮音壁(支柱・落下防止ワイヤーについては含まず。)とし、規格、数量等の具体的内容は仕様書による。

## 5 入札手続等

- (1) 担当部局 〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ18F  
西日本高速道路株式会社関西支社経理グループサブリーダー 平野 浩治  
電話06-6344-9241
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法  
交付期間：平成20年6月16日(月)から平成20年9月1日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。  
交付場所：上記5(1)に同じ。  
交付方法：実費負担で直接交付する。
- (3) 申請書、確認資料及び参加希望者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案(以下「申請書等」という。)の提出期間、場所及び方法  
期 間：平成20年6月17日(火)から平成20年7月16日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで  
場 所：上記5(1)に同じ。  
方 法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者の承諾を得た場合は、上記5(1)に持参又は郵送(簡易書留に限る。)すること。
- (4) 入札、開札の日時、場所及び提出方法  
入札日時：平成20年9月2日(火) 13時30分  
場 所：上記5(1)に同じ。  
方 法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。
- (5) 開札の日時及び場所  
開札日時：平成20年9月3日(水) 13時30分  
開札場所：西日本高速道路株式会社関西支社 18F入札室

## 6 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - 1) 入札保証金 免除
  - 2) 契約保証金 納付  
ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法  
契約制限価格の範囲内で最高評価値をもって有効な入札を行った入札者を落札予定者とし、落札予定者が提出した単価表の単価項目について、合理的な施工方法等であるか協議を行い、合意された施工方法等に基づき価格についての協議を行い、合意を得た価格により落札価格を変更したうえで、落札予定者を落札者となるべき者とする。なお、最低価格をもつ

て入札を行った者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、当該入札者を落札予定者とせず、契約制限価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札予定者とするところがある。

落札者となるべき者が提出した単価表のうち、著しく不合理若しくは故意に歪曲されたと認められる単価又は小さな計算の誤りについて、その入札金額を変更することなく単価又は計算の誤りの修正を行い、落札者となるべき者を落札者とする。

上記において、落札者がいない場合は、新たな入札契約手続を行う。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。

(6) 本工事の技術提案資料の提出にあたって、標準案の内容について、技術提案で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案資料を提出すること。技術提案が適正と認められない場合で、標準案に基づいて施工する意志があるときは、標準案に基づく施工に関する留意事項、施工計画書その他必要な資料(以下「標準施工資料」という。)を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には、標準施工資料を提出すること。

(7) 技術提案資料に関する問合せを受け付ける。

(8) 技術提案の採否等

技術提案の採否、技術提案が無い者で3(1)の標準案での施工に関する留意事項の適正確認の結果については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。

なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準施工資料を提出した者又は技術提案による競争参加資格を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

(9) 提出された競争参加資格確認資料は、原則として返却しない。ただし、落札者以外の技術提案資料は返却するものとする。

(10) 手続における交渉の有無 無

(11) 契約書作成の要否 要

(12) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(13) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記5(1)に同じ。

(14) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記5(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(15) 入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された単価表を審査した結果、真摯な見積もりを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。

(16) 入札者の故意又は重大な過失により入札が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。

- (17) 低入札価格工事の契約においては、契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。
- (18) 低入札価格工事の契約が、請負人の責めに帰すべき理由により解除される場合には、違約金として請負代金額の10分の3に相当する額を徴収する。
- (19) 詳細は入札説明書による。

## 7 Summary

- (1) Official in charge of the contract of the procuring entity :Nobukazu Makiura  
Director General of Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction work of the Dainikeihan  
Expressway Kadoma Paving Work
- (4) Time Limit for the submission of application forms and relevant documents  
for the qualification by electronic bidding system: 4:00P.M. 16 July 2008(if  
brought with you, 4:00P.M. 16 July 2008. if by mail, 4:00P.M. 16 July 2008)
- (5) Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 1:30  
P.M. 3 September 2008 (If brought with you, 1:30P.M. 3 September 2008. If by  
mail 1:30 P.M. 3 September 2008)
- (6) The language used for application and inquiry shall be Japanese .
- (7) Contact point for tender documentation : Kohji Hirano, Subleader of  
Accounting Group, General AffairsDept.,Kansai Regional Bureau,West Nippon  
Expressway Company Limited 1 - 6 - 2 0 , Dojima, Kita-ku,Osaka City, 530-0003 ,  
Tel.06-6344-9241